

米子市水道局プロポーザル方式業者選定実施要綱

目次

第1章	総則	(第1条―第9条)
第2章	公募型プロポーザル	(第10条―第16条)
第3章	指名型プロポーザル	(第17条)
第4章	提案採否の決定	(第18条―第23条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、米子市水道局が発注する委託業務（工事及び製造の請負等を含む。）（以下「委託業務」という。）のうち、価格のみによる競争では所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある場合に、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等において対象業務にふさわしい業者をプロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式：技術提案書（以下「提案書」という。）を提出する提案者を公募又は選定し、当該提案者に対するヒアリングの内容及び提案書について審査及び評価を行い、委託業務の受託適格者を特定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式：プロポーザル方式のうち、提案者を公募して行うもの（以下「公募型」という。）をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式：プロポーザル方式のうち、公募により提案者を募ることが適当でない場合、指名によって行うプロポーザル方式（以下「指名型」という。）をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式による契約の対象とする業務は、次に掲げる各号のうち、価格のみによる競争にはなじまないと判断される業務とする。

- (1) 大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計及び高度な計算・解析を伴う調査等の新たな技術を要するものであって、高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 前例が少なく、特殊な実験又は診断・解析を必要とする業務
- (3) その他、プロポーザル方式により実施することが適当であると米子市水道局建設工事等業者指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）が認める業務

(事前協議)

第4条 委託業務に関する契約についてプロポーザル方式の採用に関し、当該委託業務を所管する課長及び所長（以下「所管課長」という。）は、当該業務内容及び発注方式等についてプロポーザル方式採用協議書（様式第1号）により審査委員会に付議しなければならない。

- 2 前項の付議に関し、所管課長は、あらかじめ米子市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に決裁を受けなければならない。
- 3 審査委員会においては、当該業務分野又は契約に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴くことができる。
- 4 審査委員会の委員長は、審議結果を管理者に報告する。

(評価委員会の設置)

第5条 前条の規定によりプロポーザル方式により行なうことが適当であると決定したときは、管理者は当該委託業務の内容に合わせてプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

- 2 評価委員会は委員長及び委員若干名で構成する。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員は、水道局の職員のうちから管理者が指名する。
- 5 前項に掲げるもののほか、原則として学識経験者及び有識者を委員に

加えるものとする。

(評価委員会の所掌事務)

第6条 評価委員会は、次に掲げる各号の事務を所掌する。

- (1) プロポーザル方式の採否の決定
- (2) 提案の募集要件等の決定
- (3) 提案の募集方法の決定
- (4) 提案の採否の基準、方法及び日程の設定
- (5) 提案の採否の審査及び決定
- (6) 当該委託業務の契約期間の設定
- (7) 当該委託業務が複数年度の期間にわたって、継続して実施する場合の各年度における履行実績評価
- (8) その他、当該委託業務において評価の基準に関して必要と認められるもの

(事務局)

第7条 プロポーザル方式に係る評価委員会の事務局は、計画課において処理するものとする。

(参加資格要件等)

第8条 プロポーザル方式への参加者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる各号の資格要件等を満たす者でなければならない。

- (1) 米子市水道局での当該年度における米子市水道局建設工事等指名競争入札参加資格を有するもの
- (2) 米子市水道局建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱による指名停止を受けていないこと
- (3) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと

2 前項第1号の規定における提案者が、極端に少ない場合又は無い場合には、当該競争入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求めることができる。

3 提案者が第23条に定める契約締結までの間に、前2項の参加資格を

欠いた場合、その時点で失格とする。

(募集要件等の決定)

第9条 評価委員会は、次に掲げる各号の事項を決定する。

- (1) 発注する業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 提案者に要求される資格
- (3) 提案採用の基準及び方法
- (4) 要求水準等の説明書の交付期間、場所及び方法
- (5) 参加説明会を開催するときはその内容
- (6) 提案書の提出期限、場所及び方法
- (7) 募集から提案採否決定までのスケジュール
- (8) その他、評価委員会が必要と認める事項

2 公募型については、前項のほか次に掲げる各号の事項を決定する。

- (1) 提案者を選定するための基準
- (2) 提案者を選定する概数（9者以上）
- (3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

第2章 公募型プロポーザル

(公募型の手続開始の公表)

第10条 評価委員会は、公募型の手続を開始するときは、前条第1項及び第2項に掲げる事項を様式第2号により公表するものとする。

2 前項の公表は、次の方法による。

- (1) 米子市水道局ホームページへの掲載
- (2) 米子市水道局庁舎1階掲示板への掲示

(要求水準等説明書の交付)

第11条 評価委員会は、プロポーザル方式を行なうときは、参加者に対し、要求水準等説明書（様式第3号。以下「説明書」という。）を交付するものとする。

2 説明書には、第9条に掲げる事項（第1項第4号を除く。）及び次に掲

げる各号を記載するものとする。

- (1) 業務の詳細な説明及び要求水準
 - (2) 評価結果の公表に関すること
 - (3) 提案書及び参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先
 - (4) 提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とすること
 - (5) 提案書の返却はしないこと
 - (6) その他、提案書に係る注意事項
 - (7) 説明書に対する質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法
 - (8) プレゼンテーションの実施に関すること
 - (9) 非選定理由に関する事項
- 3 公募型にあつては説明書の交付期間は、参加表明書（様式第4号）提出期限の前日までとする。

（参加表明書等の提出）

第12条 評価委員会は、公募型の手続による場合、参加表明書（様式第4号）の提出を求めるものとする。

- 2 第8条第1項に係る要件を満たさない者の参加表明書（様式第4号）は受理しないものとする。
- 3 第8条第2項に係る参加者は、参加表明書（様式第4号）の提出にあたり次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。
 - (1) 身分（身元）証明書及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書。ただし、被補助人にあつては後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書。（いずれの場合も発行後、3ヶ月以内のもの。個人に限る。）
 - (2) 住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの。個人に限る。）
 - (3) 登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの。法人に限る。）
 - (4) 営業所表（様式第5号）
 - (5) 委任状（様式第6号。対象業務において代理人を置く場合に限る。）
 - (6) 財務諸表（直前決算のもの。法人については、貸借対照表及び損益

計算書並びに剰余金処分計算書、個人については、貸借対照表及び損益計算書。)

4 参加表明書等の提出期限は、第10条に規定する手続開始の公表日から概ね2週間とする。

(参加表明書の内容)

第13条 参加表明書(様式第4号)には対象業務の特性に応じ、技術資料(様式第7号)として評価委員会が次に掲げる各号の中から選択したものを記載するものとする。

(1) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)

その他の各種優良事業者の認定取得の有無

(2) 保有する技術職員の状況

(3) 同種又は類似の業務の実績

(4) 当該業務の実施体制

(5) その他、評価委員会が必要と認める事項

(提案者の選定)

第14条 評価委員会は、公募型において前条の参加表明書(様式第4号)を提出した者の中から提案者を選定するものとする。

2 評価委員会は、提案者として選定した旨の通知(様式第8号)を送付するものとする。

(提案者としての非選定の理由の説明)

第15条 評価委員会は、参加表明書(様式第4号)を提出したもののうち、当該業務について提案者として選定しなかった者に対して、その旨の通知(以下「非選定理由」という。)を書面(様式第9号)により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、記載された理由について疑義が生じた場合、通知をした日の翌日から起算して10日以内(米子市水道局職員就業規則(平成17年米子市水道局管理規程第20号)第8条に規定する週休日及び休日(以下「休日等」という。)を含まない。)に書面により、評

価委員会に対して非選定理由についての説明を求めることができる。

3 評価委員会は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日等を含まない。）に書面により回答するものとする。

4 第1項の通知は、前条第2項の通知と同時に行なうものとする。

（提案者の選定行為の省略）

第16条 評価委員会は、提案者が選定するべく概数に満たない場合、参加表明書（様式第4号）の提出者全員に対し、第14条に規定する通知（様式第8号）を送付することができる。

第3章 指名型プロポーザル

（提案者の指名）

第17条 評価委員会は、指名型による場合、第8条及び第9条第1項に規定する募集要件と説明書（様式第3号）に掲げる提案者に要求される選定基準により、提案者の指名を行なう。

2 前項の規定に基づき、提案者を指名した場合は、指名及び提案書の提出要請（様式第10号）及び説明書（様式第3号）を作成し、指名した提案者に送付するものとする。

3 提案者として指名を受けた者が、前項の指名通知書（様式第10号）を通知した日の翌日から起算して10日以内（休日等を含まない。）に参加承諾・辞退届（様式第11号）による意思表示をしなかった場合、辞退したものとみなすこととする。

第4章 提案採否の決定

（提案の採否の決定）

第18条 評価委員会は、提出された提案書について、提案の採否を決定するための評価基準に基づき評価し、採否を決定する。

2 評価委員会は、採否の決定にあたり、必要があると認める場合は、提

案者に対してヒアリングを行なうことができる。

- 3 本条第1項に規定する評価委員会の評価は、すべての提案者の提案内容について数値化して実施し、評価順位を含む評価結果を表形式で書面に記録することとする。
- 4 評価委員会は、第1項により採用した提案書の提出者（以下「特定者」という。）に対して、採用した旨の通知（様式第12号）を行なうものとする。

（不採用理由の説明）

第19条 評価委員会は、不採用と決定した提案の提案者に対して、不採用の通知の旨及びその理由を書面（様式第13号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、記載された理由について疑義が生じた場合、通知をした日の翌日から起算して10日以内（休日等を含まない。）に書面により評価委員会に対して不採用理由についての説明を求めることができることとする。
- 3 評価委員会は、不採用理由についての説明を、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日等を含まない。）に、書面により回答するものとする。
- 4 本条第1項から前項までに掲げる事項については、第14条及び第17条における通知（様式第8号及び様式第10号）において教示するとともに、第2項については、第1項の通知においても教示するものとする。
- 5 本条第1項の通知は、前条第4項の通知と同時に行なうものとする。

（特定者の採否の公表）

第20条 評価委員会は、第18条に規定する採否結果について、決定後速やかに公表するとともに、次に掲げる各号を記載するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要

- (3) 所管課の名称及び所在地
- (4) 採否の決定した日時
- (5) 特定者の氏名及び住所
- (6) その他必要と認められる事項

2 前項の公表をする場合においては、第10条第2項の規定を準用する。
(特定者の失格及び順位者の繰り上げ)

第21条 特定者が第8条第3項の規定に該当することとなった場合、第18条第3項における評価順位が次順位の者を特定者として手続を行なうこととする。この場合において、すでに前条の公表をしている場合、当該公表を取り消し、改めて公表するものとする。

(業務仕様の協議)

第22条 所管課長は、特定者と発注業務の仕様内容について詳細に協議し、その内容を決定する。

2 第6条第7号の評価は、年度毎に行なうものとし、その結果に基づき発注業務の仕様内容に照らし合わせ、協議、内容を決定することとする。

(契約の締結)

第23条 本契約は、米子市水道局契約規程（平成17年米子市水道局管理規程第28号）における随意契約により、特定者と契約を締結するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年7月16日から施行する。